

山梨県の官民有区別と山林訴訟

田 嶋 悟

目 次

はじめに

一 公有地官民有区別処分について

二 県の方針——むすびに代えて——

はじめに

山梨県での地租改正は、明治六年七月二十八日の地租改正法公布直後の十一月に始まり十二年七月に至り「整頓」した。総反別一万二五二四町四反六畝二八歩六合五勺、地価金一六七三万六九一二円二二銭二厘、地租金五〇万二一〇七円二七銭五厘と定まった。⁽²⁾

山梨県は「最前ノ地券ヲ不発⁽¹⁾最前ノ地券トハ壬申大蔵省第八十三号公布ニ依テ人民ニテ申立タル俛ノ反別ヲ以相渡ス地券直ニ改正法ニ着手⁽³⁾」し、改租の結果、長野、秋田、石川等の諸県と同様耕宅地反別が顕著に増加した県である。⁽⁴⁾ 明治九年九月、地租改正事務局十三等出仕高山源蔵、

九等出仕青木咸一が地租改正事務局総裁大久保利通宛に提出した復命書⁽⁵⁾によれば、次のようであった。

旧時ノ租法ヲ顧ルニ偏重アリ偏軽アリ各郡種々ノ称呼ヲ下シ賦課一ナラズ壬申ノ挙(明治五年八月の大小切騒動：筆者)アルモ猶寛苛失宜ノ患ナキヲ保セス之レ改租ノ盛典ヲ要スル所以ナリ然リ而シテ今反別ニ許多ノ増加ヲ得

ルハ私關新墾ノ多キニ係ルト雖トモ亦昔日量法ノ寛緩ト今日調査ノ精密ナルトニ抛ルモノトス

これより先、明治六年八月二十三日大蔵省租税寮より県宛に、昨年から実施している地券渡方の手続や地引絵図の調査等、作業の経過報告を求め、その内容によって「地租改正御着手緩急順序各県適宜ノ御目的可有之ニ付前以是亦承知」したいとの「来書」があつた。⁽⁶⁾ 同月二十五日藤村紫朗山梨県権令は、次のように応答した。

最前ノ地券ハ昨年八月暴動一件彼是ニ付及遅延其上畝歩ノ延縮地価ノ当否等全体ノ調査最初ヨリ細密ニ着手有之随テ券状渡方延引罷在候処此度御改正法ニ照準候へハ最前ノ遅延ハ却テ今日ノ都合ト相成候間先日來猶實地調査ノ為即今官員派出罷在追々報知ノ趣ニテハ景況可成ニ有之

九月十日付の租税寮の指令によると、地租改正実施は「至大至重ノ条件ニ付担当ノ官員本寮へ出頭従前取調ノ手続并将来改正着手順序ノ目的トモ篤ト商議ヲ尽シ候上着手ノ儀ト可相心得事」であつた。翌九月十二日付で藤村県権令は「税法改正其他件々伺度儀有之御用暇見計上京仕度」旨を大蔵省事務総裁参議大隈重信宛に上申し、同月十九日許可を得た。⁽⁷⁾ 県権令が自ら上京することになったのだが、その折に一体何がどのように話されたのかは今となっては知る由もない。

大小切騒動の影響で地券渡方等の手続が遅延どころか地券を全く発行しないまま地租改正法公布を迎えた県が「地租改正ニ付着手之際心得方伺」⁽⁸⁾を租税頭宛に提出し疑義についての指令を仰ぐのは明治六年十二月のことであつた。⁽⁹⁾

本稿の目的は山梨県での山林原野の地租改正、所謂官民有区別の経過と結果、残された課題等を検討することにあ

る。しかし限られた紙幅と私自身の研究蓄積の未熟故、課題に迫りうるための糸口を何とか示すことが出来ればと思う。「未熟」の所以は次の指摘に込める十分な準備をしていないところにある。⁽¹⁰⁾

県当局の方針、県令・担当官の態度が官民有区別に影響を与えることもあり得る。ここでは農山村民の動向及びそれを規定する農林業を中心とした経済の発展段階も関係してくる。ときには社会的事情も影響する。そして場合によっては超法規的な措置も発生する。…府県での官民有区別を検討する場合、いつから区別を開始し、それはどのような方針に基づいたか、またどの段階まで進めたか。その後、いつ、どのように変更し、あるいは変更しなかったか。その進捗状況はどのようであったか。最終的にはどのような方針にもとづいて処理されたか。これら一連の過程を上記の諸条件を考慮しながら検討すべきである。

これと関連して丹羽邦男先生の次の指摘は重要である。⁽¹¹⁾ 明治初年当時（廃藩置県以後）の政府にとっては矢継早やに出す新政策の全府県画一的な貫徹を可能にする集権的地方行政組織を作るためには、旧藩地方役人登用禁止の方針は必要な措置であった。しかし各府県地方官登用の現実をみると大部分の府県で中、下級官僚のかなりの部分は同府県出身者によって占められている。とりわけ旧幕府代官支配地を一貫して統治してきた甲府↓山梨県においては、明治五年七月現在地方官の大部分が江戸勘定奉行支配下の甲斐国旧幕府代官所（甲府・市川・石和）及び甲府町奉行所役人により構成されている。右の方針が適用されていないのである。就中、地券掛に任命された八名は全て旧幕府所属の者で代官手附・手代である。このような地方行政官の来歴と構成を考えると、旧幕領地の貢租・土地制度等への認識、県民との対応、紛争発生時の処理、これらと密接不可分の関係をもつとみられる政府への伺いの内容と指令に対する反応、こうした視角での検討は不可欠であるが後日に委ねることにした。

一 公有地官民有區別処分について

公有地官民有區別処分をめぐって生じた訴訟の具体例をとり上げる。原告は村民多数、被告は県である。

山梨県北部に位置する北巨摩郡須玉町（面積一七四・二六^町）に津金地区がある。明治七年十二月九日、下津金と津金の二村が合併して津金村となり昭和三十年に若神子、穂足、多麻村の四カ村を合併して須玉町となった。更にこの後三十一年に江草村、三十四年に増富村を編入した。「東北ノ二方ハ津金山ノ脈ヲ隔テ、江草増富清里ノ三村ニ接シ南ハ万鳥山ヲ以テ豊田村ニ接シ西ハ須玉川ヲ隔テ、安都玉安都那ノ二村ニ隣」し、佐久新道が村内を貫く。明治九年一月一日調では本籍戸数二一五戸、人口一〇二九人。明治十五年取調の物産は第1表の如くである。⁽¹²⁾

明治八年八月、内務省勸業寮の役人織田完之（天保十三年三河国生まれ）は植物取調（おもに農産）のため武甲相州へ向けて東京を出立した。⁽¹³⁾

九月十六日 晴。檜山ヨリ穴平ニ憩ヒ中丸ニ宿ス。

七時檜山ヲ出テ稲田ヲミテ南ノ坂ヲ上下シ、浅川ニ入り津金村小尾某ノ宅ニ憩フ。此東ニ金毘羅山アリ。山麓ヨリ砥石ヲ近來産ス。石品ヲ按スルニ針眼氣孔甚密ニシテ剃刀ヲ磨スヘシ。区長小尾肇ト泉、麻、楮樹ノ談ヲナス。去テ南ニ出ツ。眼界皆禾黍或ハ草綿ナリ。山阪ト溪橋ヲ過キ穴平ニ到リ又西稲田ノ間ヨリ高岡ニ上ル。空土ヲミル。箕輪村山東ヨリ山林、田畑、稲梁ノ豊熟ヲミテ五丁田大畑ヲ過キ薄暮中丸村ニ至リ宿ス。

評ニ曰ク、津金ノ辺草綿ノ生立宜シ。此ヨリ南西諸村落楮樹往々生育盛ン也。依テ中丸、片嵐村ノ辺ニ至ル迄漉紙家アリ、其紙ヲミルニ逸見檀紙ト唱ヘ逸見ノ庄ノ遺名ヲ追ヒ、紙性強梗^(硬)ニシテ色甚白ナラス、障子ヲ貼スヘカラス。文字ヲ書スルニ墨ノ応セサルヲ如何ン、宜シク精巧ヲ極メ美紙ノ如ク公私薄書ノ給スルニ到

ラハ其利モ多キ知ヘキカ。此諸村ハ八ヶ嶽ノ正南麓ニシテ、高燥ナレドモ水利ニ便ニシテ向陽熟地、稲梁菽麦ニ豊富、其民依稀タル旧風、区戸長モ閥閥ニ安ンスルアルカ、農政ノ注意他策ヲ案セス。偶桑園ヲ試ミ当年失敗又冷⁽¹⁴⁾□⁽¹⁵⁾ロヲ傷ルノ恐ヲ抱キ、威々タルノ形況アリ、悟ラサルモノカ。

物産表に示された内実を良く叙述している。

山梨県では明治七年九月二十五日、合村心得を県下に達し、町村合併を推進した。この心得の条文には山について一文がある。「村持山或ハ入会山等有之村へ他ノ村々合併スルトモ事実差支アルニ於テハ其持山入会山ヲ共同セサルモ苦シカラス 但協議ノ上可成ハ雙方互ニ便利ヲ得一和親睦共ニ業ヲ営ム様心懸ヘシ⁽¹⁴⁾」。これをうけて十月、上津金と下津金両村は種々申合せ「仮対談書之事」を作成した。山については「小物成山入会山之義ハ秣苧敷薪木引取之義ハ従前取定対談之通其村耕地持場限り勝手引取可申事」と定めた。また反別調のとき、下津金村地内にあつて穴平村との入会山と、下津金村持及び同村の個人持の畑荒秣場成地との分界が不明なために両村民間の認識に齟齬をきたし係争沙汰となった。これは同年九月八日、両村で「入会山対談為取換定書」を作成することで結着した。入会山は反別調のときに作成した絵図面に色分けして示すことになり、これが新たな規範となった。以後、異論が生じないように毎年

第1表 明治15年物産表

米	998.797	石
糯米	110.963	石
大麦	480	
小麦	252	
稗	7.2	
大豆	97.2	
蕎麦	50.88	
馬鈴薯	66	斤
繭	792	斤
糸綿	575	
楮皮	55	
紙	2000	束
桑葉	850	斤
藍葉	23000	斤
菜種	9200	石
	8	石

八月、山道を修繕するときには両村から人足を出すことにし、役人立会のもと「今般築造之境塚ヲ修補致シ向後分界混乱」なきことを双方が注意し合った。

明治十五年五月十日の県宛「従前入会山民有地ニ帰着御詮議願」によれば(第2表)、十四年六月十三日の管内布達乙第四四号(従前入会秣場等官民有未定山林原野を官林に編入するけれど

第2表 係争の経過と入会山の字名・反別

年月日	文書名	字名	種目・反別	
明 15.5.10	従前入会山民有地ニ帰着御詮議願	津金村の内元上津金村桑原組・豊田村の内元穴平村→県 (指令…明 16.2.23)	津金村の内元下津金村地内字松尾、字山之神、字七子下、字下川手、字栃久保 津金村の内元下津金村地内字松尾	草山 96.2527 柴山 42.8000
同 上	同 上	津金村の内元上津金村桑原組・元下津金村御所組→県 (指令…明 16.4.6)	津金村の内元上津金村地内字日向矢久保	柴山 46.8000
同 上	従前組内割合人前持民有地ニ帰着願	津金村の内元上津金村桑原組→県 (指令…明 16.4.5)	津金村の内元上津金村字日向屋久保、字相之原	林 .1000 芝地 .0017 柴山 18.0700
明 16.10.18	従前入会山民有地ニ御詮議願→県 (指令…明16.10.25)		3件とも共通	
明 18.3.10	旧公有地官民有区別不当ノ処分取消ノ訴状	(東京控訴裁判所宛)	同 上	
明 19.3.31	裁判言渡書		同 上	

も、事情によっては草木払下の詮議をする…筆者)で村々所持の秣場が突然官有地に確定し「驚愕」しているところ、七月、県の租税課主任三城一郎が郡役所に村々の代表者を集め「従前入会山林秣場等今回官有地ニ帰シタルトモ従前ノ慣行ニ依リ柴草刈採ニ於テハ聊無差支様可致ト而シテ官有地調書ヲ下附」した。更に八月二十日の管内布達乙第六六号によって、先の乙第四四号で示した官林草木伐刈方出願の期限を九月三十日迄とし、この期限内に申出のないときは「企望無之」ものと見做し後日の苦情は取り上げないと達した。こうした経過を「実考スルニ自ラ禁スルコト能ハス不得止入会秣場」

第3表 民有を証明する文書と内容

津金村の内元上津金村 桑原組・豊田村の内元穴平村	津金村の内元上津金村 桑原組・元下津金村御所組	津金村の内 元上津金村桑原組
寛文6年7月「検地帳」 高473石8斗9升1合 内4斗3升2合 小物成高 ニ入	宝暦7年11月「丑御年貢可 納割付之事」 米2斗1升6合 小物成	宝暦7年11月「丑ノ 御年貢可納割付ノ事」 米2斗1升6合 小 物成 米1升1合1勺当丑 ヨリ同断
寛文11年11月「下津金村御 成ケ割付之事」 同上、「米2斗1升6合 小 物成」とは願山地の山年貢	宝永2年「上津金村明細帳」 秣山東久保壺ヶ所、下津金村 と入会、小物成米2斗1升6 合	宝永2年「上津金村明 細帳」 小物成2斗1升6合
明和2年11月「西ノ御年貢 可納割付之事」 「高4斗3升2合 此取米2 斗1升6合 小物成、米8合 5勺此反別9畝15歩 去ル 丑ヨリ小物成、米2石3合 去ル申ヨリ入会小物成」	安永3年「差上申済口証文之 事」御所組と地元桑原組の争 論、「御所組之者共上津金村 奥野江前々ヨリ入会」	宝暦13年「相定申証 文ノ事」下津金村より 当組に差入れた保証 書、内山を当組が進退 してきた
明治8年地租改正事務局乙第 3号達に基き、「積年ノ慣行」 を隣村が保証した文書	明和9年「上下両村奥野山道 立会改帳」 道路修繕の仕方帳	享保16年「村中山吟 味定書」 当組が願山へ立入るた めの規定書
	明治6年「取定申山口対談書 之事」 古証文に照応し連綿入会を 証明	弘化4年「新行地郷地 分間帳」 願山の稼方を当組の人 民に割付けたもの
	明治8年地租改正事務局乙第 3号達に基き「積年ノ慣行」 を隣村が保証した文書	明治8年地租改正事務 局乙第3号に基き「積 年ノ慣行」を隣村が保 証した文書（一部省略 …筆者）

を民有地に引戻したく出願に及んだのであった。願書提出から九—十一か月の長き期間を経て届いた指令は「難及詮議」であった。これをうけて十六年十月十八日、再び県宛に「御詮議願」を提出した。村が民有地を証明すると考える文書群を要約してみよう（第3表）。

小物成が掲載されている検地帳、年貢割付状、村明細帳、入会利用を立証する争論の済口証文と規定書の類、「積年ノ慣行」を隣村が保証した文書の三つに分類できる。この願書に対して県は僅か七日後の二十五日「書面願之趣ハ最前指令之通可相心得事」と返答した。続いて十七年五月八日、津金村の内元上津金村桑原組、豊田村の内元穴平村組人民一同は旧両村入会場（下津金村地内）草山反別九六町二反五畝二七歩と柴山反別四二町八反歩につき「従前入会山民有地御詮議請願」を農商務卿宛に提出した。この請願は十五年十二月十二日の太政官布告請願規則第四条（請願書ハ請願人自ラ署名捺印シ族籍住所ヲ記シ戸長ニ請願スル者ヲ除ク外住所戸長ノ奥印ヲ受クヘシ其連名ヲ以テ請願スル者ハ各人自ラ署名捺印シ族籍住所ヲ記シ其総代又ハ請願発起人アルトキハ其由ヲ肩書スヘシ戸長ノ奥印ヲ受ルハ前ノ例ニ同ジ）に抵触するため受理されなかった。門前払いされたと言って良い。こうして十八年三月十日、津金村清水政慥外一八〇人、豊田村坂本秀蔵外一三六人、代言人鳩山和夫らが原告となり、山梨県令藤村紫朗を被告として「旧公有地官民有区別不当ノ処分取消ノ訴状」を東京控訴裁判所に提出したのであった。

県が官民有区別の確定を県民に周知せしめるために主任官を郡役所に派遣し、各村の戸長・人民総代を召集し示達をおこなったのは十四年七月のことであった。⁽¹⁶⁾この頃から県下では山林処分の不当を糾弾する声が高まった。これを見て「山林処分ノ如キハ県治上一大得失ニ関シ候事件」との認識に立つ藤村紫朗県令は十四年十一月十七日農商務卿宛に「官有地山林原野処分之義ニ付再伺⁽¹⁷⁾」を提出しなければならなくなった。従前入会の慣行があつて事情止むを得ない分に限り官林に編入せず、普通官有地として官地貸渡しの名義によって相当の年期を定め旧慣に従つて入会せ、

植樹保護については地元民に負担させること等の指令を仰いだ。十五年二月三日の指令にて西郷従道農商務卿は入会を許すべき箇所と許さざる箇所とを区別し、その取調、提出を命じた。こうして「入山可差許分」と県が決定した山林一八万二八三八町五反二畝〇一步は「特別ヲ以テ」入会が認められることになった⁽¹⁸⁾（十五年七月二十九日の指令）。この中に津金村地内の山林は見当たらない。「入山不差許候共差支無之分」三万三七四〇町七畝〇一步の中に入っていたと思われる。官民有区別は事実上これにて終了、山林原野の地租改正が一段落したのは十七年九月のことであった⁽¹⁹⁾。津金村の如く民有地帰着御詮議願を県に提出した村は他にも少なからず存在したはずだが、これが裁判にまで至ったのは県内では稀有と思われる。東京控訴裁判所宛の訴状提出は、山林原野の地租改正が終了してから半年後のことであつた。三件とも原告代理人は当初鳩山和夫（のち小川盛重、岸小三郎に代わる）が担当した。一例を掲げよう。

山梨県甲斐国北巨摩郡津金村平民清水政慥外百八拾人

同県同国同郡豊田村平民坂本秀蔵外百三拾六人

右代理人

東京府京橋区加賀町拾六番地出張東京府士族

原告

鳩山和夫

旧公有地官民有区別不当ノ処分取消ノ件

被告

山梨県令藤村紫朗

右原告代理人鳩山和夫申上候本訴ノ要求ハ山梨県甲斐国北巨摩郡津金村地内旧下津金村分ニ在ル原告等入会字松尾同山ノ神同七子下同下川手同栃久保第百九拾三番第二〇七番第三百拾五番第四百八拾六番第八百六拾三番第四千三百〇五番第四千七百拾九番第四千七百六拾七番草山合反別九十六町二反五畝廿七步及字松尾第百九拾三番

反別五拾四町歩ノ内柴山反別拾四町歩同第二百〇三番柴山反別二十八町八反歩此合反別四十二町八反歩トノ旧公有山地ヲ明治十四年七月中官民有區別ノ処分ヲ為スニ該リ被告山梨県令カ官有ト定メタルハ不当ノ処分ナルニ付之カ取消シヲ求ムルニ在リ今爰ニ該論山ヲ民有ニ定ムヘキ証左ヲ挙ケ其成立ト効力ヲ論述スル左ノ如シ

夫レ本訴第一号証〔甲州逸見筋下津金村御検地屋敷帳〕ト題シタルモノハ寛文六内午年七月廿九日ノ成立ニシテ當時役人カ之レヲ公認シタルハ論ヲ蹊タス而シテ末項ニ至リ〔高四百七十三石八斗九升壹合内四斗三升二合小物成高二入〕ト記載アルハ即チ該山ニ対シ小物成ト称スル山手年貢ヲ納メ来リタルコト証明シ得ヘキモノナリ

其第二号証〔甲州逸見筋下津金村亥之御成ケ割附之事〕ト題シタルモノハ寛文十一亥年十一月二十三日ノ成立ニシテ其當時所轄ノ代官所ニ於テ貢租ノ割付ヲ定メラレタルトキ下附セラレタルモノニシテ該割附書ニ依テ貢租ヲ納メタルハ今更疑ヲ容ルベカラス而シテ該割附書初項ニ〔高四百七十三石八斗九升三合内四斗三升二合小物成高二入〕ト記載アリ又其末項取米ノ部ニ至リ〔米二斗壹升六合小物成高二入取〕ト記載アルハ即チ小物成高四斗三升二合ニ対シ米二斗壹升六合宛該山ノ山手年貢トシテ納メ来リタルコトヲ証明スルモノナリ

其第三号証〔差上申一札之事〕ト題シタルモノハ宝曆十四年申年六月十一日ノ成立ニシテ當時該山ニ付入会争論ノ出入ニ及ヒ幕府ノ評定所ニ於テ吟味ノ末和解ヲ申付ケラレタルトキ再論ニ及ハサル為メ其旨趣ヲ詳記シテ評定所へ差出シタル一札ノ控書ナリ而シテ此一札ノ明文中〔依之被仰渡候ハ云々〕〔中略〕〔訴訟方穴平村入会場ニ定右荒畑ノ義ハ御支配御代官ヨリ御改ヲ請地所相定置起返リ次第御年貢上納仕秣場役米員数ノ儀モ御代官御吟味ヲ請穴平村分モ下津金村へ取集一同御代官御役所エ相納メ以来双方和融云々〕トアルヲ以テ見レハ該山ニ対シ原告等カ自由進退ノ件ヲ有シ秣場役米ヲモ納ムルコトニ定メラレタルモノニシテ即チ民有ヲ証擧立ツルニ充分ノ効力ヲ有スルモノナリ

其第四号証〔西ノ御年貢可納割付之事〕ト題スルモノハ明和ニ酉年十一月ニ在テ成立タルモノニシテ其確實ナルコト第二号証ニ異ナラズ而シテ其明文中〔高四斗三升二合此取米二斗壹升六合小物成〕〔米八合八勺(マ)此反別九畝十五歩去ル巳ヨリ小物成〕〔米二石三合去ル申ヨリ入会小物成七斗九升八合下津金村分〕〔此反別百町壹反式畝二拾歩〕等ノ記載アルハ其小物成ハ勿論第三号証ノ如ク宝曆十四年以来更ニ代官所ニ於テ定メラレタル入会秣場役米等ニ至ル迄該山ニ対シ夫々山手年貢トシテ納メ来タリタルコトヲ充分ニ証明スルモノナリ

其第五号証〔庚午御年貢割付〕ト題シタル帳簿ハ明治三庚午十月ノ成立ニシテ甲府県庁カ貢納額ヲ割附ケタルモノナリ而シテ其割附中〔米二斗一升六合此高四斗三升二合小物成〕〔米八合五勺此反別九畝拾五歩右同断米二石三合申ヨリ入会右同断(米七斗九升八合下津金村分)〕此反別百町壹反二畝二拾歩〕ト記載アリ是レ亦小物成ハ勿論第三号証ノ如ク更ニ定メラレタル秣場役米ニ至ル迄納メ来リタルコトヲ証明スルハ第四号証ト同一ノ効力ヲ有スルモノナリ

其第六号証絵図面ハ明治七年甲戌九月八日ノ成立ニシテ当時公有私有ノ差別ナク実地ノ取調ニ際シ入会村々互ニ意見ヲ異ニシ協議ノ成ラサル処ヨリ当時ノ区長小尾肇県庁ノ命ヲ奉シ点検人トナリ調製シタルモノナリ而シテ該図中ニモ官林ハ特ニ色分ヲ為シテ以テ境界ヲ正シタルモノハ何ソヤ之レ即チ民有地ニ混セサラシメン為メナリ然ラハ則チ其官林ニアラサル他ノ入会山ハ民有ニ歸スヘキコトヲ証スルニ足ルモノナリ

其第七号証〔証拠〕ト題スルモノハ比隣村々ノ保証書ニシテ則チ明治八年地租改正事務局乙第三号達中〔從來数村入会又ハ一村持某々数人持等積年ノ慣行存在致シ比隣郡村ニ於テモ其処ニ限り進退致シ来リ候ニ無相違旨保証致シ候地所ハ仮令簿冊ニ明記無之共其慣行ヲ以テ民有ノ確証ト視認シ云々〕トアルニ依テ為念比隣村々ヨリ申受ケタル処ノ保証書ナリ

以上列記スルカ如ク該山ニ對シテハ往古ヨリ自由進退ヲ為シ來リタルハ勿論小物成ト稱スル山手年貢秣場役米等積年納メ來リタルハ判然タレハ則チ被告県令カ論地ノ処分ヲ為スニ就テハ明治七年太政官第四百十三号達中（取調ノ都合ニヨリ人民ノ幸不幸ヲ生シ候テハ不都合ニ付從來ノ景況篤ト検査ヲ加ヘ官ニ屬スヘキモノハ官有地ニ編入シ民ニ屬スベキモノハ民有地ニ編入シ官民ノ所有ヲ分チ難キモノハ別紙雛形ニ照準シ取調云々）トアリ又（明治八年地租改正事務局乙第三号達中從來數村入会又ハ一村持某々數人持等積年ノ慣行存在致シ比隣郡村持ニ於テモ其処ニ限り進退改シ來リ候ニ無相違旨保証致シ候地所ハ仮令簿冊ニ明記無之候共其慣行ヲ以テ民有ノ確証ト視認シ是レヲ民有地ニ編入候儀ト可心得云々）トアル等ニ照準シ須ラク民有地ニ編入スヘキ筈ナルニ之レヲ官有地ニ編入為シタルハ甚ダ不当ノ処分ニ付之レカ取消シヲ為ス様御裁判被成下度奉願候也

但訴訟入費ハ被告ヨリ償却ヲ受ケ度候也

右代言人

鳩山和夫

明治十八年三月十日

東京控訴裁判所長

判事尾崎忠治殿

県は六月十九日、この訴訟に對する答弁書を裁判所に提出した。東京にて答弁書作成から對審迄を担当したのは地理課課長三城一郎（秋田県士族）であった。對審は六月三十日、七月三日、七日と三回おこなわれた。答弁書の内容は次の如くであった。

県の認識では民有地に編入すべきものは二通りあって、一つは民有の確証あるもの、即ち檢地帳等に繩受記載あるもの及び領主又は地頭より与えられたもの、又は自費を以て買得した等証拠が判然たること、二つは積年樹木栽培等

の労力を致せしもの及び自由に売買等を為し或るいは各自割持連綿自由に進退し来たる等成跡があり、民有にする然るべき道理あるものとした。この見地に立てば、本訴の地所は入会秣場にして唯小物成税を納めて自然生の草木を刈取しているだけで、所有の徴証は勿論民有とする然るべき道理なしとした。検地帳に繩受記載なく小物成米を納めたるものは、これを田畑の如く土地に対する正租と同一視すべきではなく、地上の草木の刈取に対し単に草木料を納めているにすぎないと論じた。明治九年九月七日の県達乙第七九号に基き作成した山林原野一筆限帳、十一年中村方より県に提出した原由慣行調書の記載をみても、入会秣場を民有とする証拠にはならないとした。こうした県の意見は十四年一月十八日、「山林原野官民所有定方ニ付伺⁽²¹⁾」として地租改正事務局へ経伺した。「従来地上草木刈取ニ対シ小物成ト唱へ若干山税相納メ樹木草茅採刈致シ来り候慣行ニハ候得共民有地トナスヘキ成跡ノ可徴廉無之ニ付官有地ニ相定メ候見込ニ有之」とする県の見解が認められ県の対応を正当なるものと断じた。村が提出した証拠書類に対し、これを民有の証拠と為すに足らない理由を一つ一つ取り上げないが、二点のみ要約しておこう。

①第一号証に対して、明治十一年の原由慣行調書をみると本訴の地所は二石三合とあり、四斗三升二合の地は調査の上幾分かは民有とし処分済み（十二年七月）で、村方の論述は事実⁽²²⁾に齟齬すると答弁。

②第三号証に対して、入会場区域の論争であつて土地所有のこととは関係ない。「該地所果シテ原告旧両村ノ共用所有タラハ何ソ入会区域ニ関シ争論スルコトアラシヤ然ラハ地元村、所有ニシテ穴平村ヨリ之ニ入会シタルモノトセンカ其秣場役米ノ如キハ宜シク地元村ニ於テ負担シ入会村ハ其地元村ニ小作料ヲ払フベシ何ソ地元村ニ於テ穴平村分ヲ取集メ上納スルノ理アラシヤ是レ原告旧両村共ニ其所有ニ非ラスシテ同ク草木料ヲ納メテ入会シタル一点ヲ証スルニ過キス」、入会地での争論は利用をめぐるものであつて所有問題ではないとした。

対審終了後の八月二十五日、原告代理人は弁駁書を裁判所に提出した。要点は四つある。一つは、民有地に編入す

べきものに二つありとして論じるのは、元々それらは法律上制限されるものではないのだから不当であって、論山利用の権利と義務負担は歴然である。二つは、小物成が村高内に算入されたのは実際土地の所得権利に対する公義務で正租と異ならない。三つは、二石三合の地に対する処置のあり方。四つは、明治十四年一月十八日の「伺」の不十分さを指摘する。山林原野官民有区別調査表に掲記されたのは地目と反別のみで、「甲斐国中何レノ地ニアル官民判別ノ疑似ヲ伺ヒタルモノ乎証明スヘカラス」、よって経伺とは言い難いとした。

これより先、対審前の六月六日、県は津金・豊田村の両戸長を召喚し、裁判の願下と論地の払下を示唆、これで村民一同を説得するよう申し伝えた如くである。県はこの一件を穩便におさめるために、答弁書が裁判所に提出される（六月十九日）直前、すなわち東京にて三城一郎が右の書類を作成中の段階になって先のはたらきかけを村側に迫ったのである。しかし村側にも短期間では意見一致をみない諸事情があつて戸長の思い通りには運ばなかつた。県の意図するところは対審前には間に合わなかつたことになる。東京にて答弁書作成の最終段階にあつた三城一郎が、こうした県の動きを逐一承する立場にあつたかどうか、詳細は不明である。

明治十九年三月三十一日、東京控訴裁判所にて判事小杉直告、木村喬一郎のもとで判決が言渡された（三件とも）。要点は小物成米の理解、規定にかかわる。小物成米とは、その地上の草又は薪等を刈取るについての税米であつて入会地を所有すべき「進退権」を得たものではないとした。村側が従来の入会地を村の共有、民有とすべく「処分ノ引直シ」の主張は茲に退けられたのであつた。

二 県の方針——むすびに代えて——

山林原野の改租は種々の事情で遅れた。明治七年十一月七日の太政官布告第一二〇号と太政官達第一四三号で公有

地制度が廃止されることになり、これで林野の所有権設定が明瞭となった。しかし内務省は八年五月迄官民有区別の明確な規範を示さない。

八年二月八日、県は内務卿宛に林野小物成地の官民有区別見込、すなわち県の方針を伺い、三月十七日指令を受け⁽²²⁾た。これが山梨県での官民有区別開始となる。伺は五項目ある。第一項では山林原野は耕宅地と異なり検地帳に記載されていないので、小物成帳や山論に関する裁許状をとり上げ、そこに「何村進退地或ハ誰進退地」とあれば、これを証拠として民有地第一種に編入と見込む。これに対し内務省は検地帳等官の検閲を経た簿冊であれば見込の通りだが、進退とは林野の所属を決めたのであって所有まで定めたものではないから民有とは認め難いとした。箇所に伺うよう求めている。第五項では数村或るいは一村の秣場を民有地第二種に編入したいが確証の条件は第一項と同様にした⁽²³⁾いとす。指令は第一項と同じであった。民有地編入条件は検地帳か、それと同格の文書だけが「所有ノ確証」たりうるのであって、当時一般的な採草、採炭の入会地慣行は編入条件から除外されていた。

八年六月二十二日の地租改正事務局達乙第三号にて民有地編入条件が緩和される。しかし十二月二十四日同局達乙第一一号によって「薪秣刈伐或ハ従前秣永山永下草錢冥加永等納来候習慣アルモノヲ概シテ民有ノ証トハ難見認」とし、先の見解を否定した。こののち、山林原野等官民所有区分処分方法をうけて県では九年九月七日に乙第七九号（前述）を、翌十年四月十四日の乙第六〇号にて山林原野所有之確証取調簿、山林原野原由取調簿の作成を命じた。これは乙第一一号の趣旨に即してなされたものである（原因慣行等篤ト取調経伺ノ上処分可致）。この作業は、県民にある種の希望、すなわち従来の利用を前提にして権利設定がなされるという期待を抱かせたと思われる。この簿冊が県に提出されるのは十一年十月頃であった。県ではこれらをほぼ受領したのちの十一月二十九日、地租改正事務局宛に「山林原野地租改正着手之際処分方伺⁽²⁴⁾」を提出した。一村若くは数村の入会山にして、所謂小物成米を納め入会山

又は入会秣場と称する小物成地は古来人民が自由に進退して薪材肥料の採取、用材の伐出慣行を継続してきているが、これを以って確実なる民有の証拠とはなし得ないので一時官民有未定地の名義を付すことにした。この決定は県民をして従来の権利が剝奪されると感ぜしめた。官側で言う「盗伐」「濫伐」の横行が激しくなるが、これは入会慣行が強固に継続されていることを示す。こうして十四年一月十八日、所属未定地の大部分が官有地に編入されることになり、純然たる民有山林は九牛一毛の如くとなった。県民の警愕狼狽は甚しく、これに対し県は人々の生業に支障を及ぼさないためには、一旦官有に編入したとはいえ旧来からの慣行を維持することが肝要、すなわち入会を認めるべく農商務卿に伺い、承認を得た（前述）。こうしてみると本稿でとり上げた山林訴訟の結論は既に十一年十一月の時点で出ていた。十四年二月二日の内務省達乙第六号によって「各地方山林官民有区別調査之末官有地ニ確定相成候山林ハ渾テ官林ニ編入可致候」とされ、官林からの入会利用制限が各地で進行する中で、山梨県では官有山林の入会利用が旧小物成地全てではないにせよ認められている。

明治政府の官民有区別の取り組みをみると当初旧小物成地の民有地編入条件が厳格であり、それは以後も一貫して生きている。八年六月十一日達でその条件が緩和され、八年十二月二十四日の達、そして十四年以降更に厳格となる如くである。この緩和の達は人々をして旧小物成地が従来通り利用出来るという意味で「民有」と捉えたかも知れない。たとえそうだとしても、県は十一年十一月二十九日の段階で旧小物成地が民有地化出来ないことを表明している。官民有区別は十四年一月になされるけれども、県の態度は事実上それ以前に決まっていたと言って良い。この間の地方官の態度を理解する上で丹羽邦男先生の指摘、山林局は「官林からの入会利用閉め出しの意図をもちながら、民情を考慮し、漸進的な実行を現場出張官に求めて⁽²⁵⁾」いるとするのは重要である。地方官が人々に示す一見許容ある態度は、それを背後で支える政策があってなし得るのであって、彼らを曲解してはならないだろう。

眼を転じて会社法規制の面を政策からみると、明治十一年を境に二つに大別できる。十一年以前では設立と内容への規制が嚴重なものに対し、以後は緩和される。就中七年初頭から十一年七月までの政策は極めて錯雑化している。この間政府は金融会社に関する弊害発生に苦慮しつつも、七年四月以降の許可指令形式を「一般ノ会社条例制定相成候迄人民相對ニ任」せることにした。この規制緩和策は特に十一年七月二十五日、太政官達第三二二号「府県官職制」で地方官に会社設立許可についての権限を与えたことによって、その後の会社設立数の急増を促進した。しかし十五年になると五月六日の大蔵省達第一〇号で銀行類似会社についての法規制が厳しくなる。⁽²⁶⁾

規制と緩和がこのように関連するのは決して偶然ではあるまい。地方三新法の成立によって生じる県の政策は、当時の政治経済全体の中で位置づける作業が必要となってくる。

本稿で扱った山林訴訟は、これを県側からみると、ごく僅かの未定地を残して山林原野の地租改正が終了した直後だけに、係争沙汰が生じることで、それが波及し県政の円滑な運営を妨げることになってはならないとして強い態度で裁判に臨んだと思われる。

村側してみれば、裁判費用を負担するだけでも容易ではないはずなのに、敢えて裁判に迄至らざるを得なかった諸事情、とりわけ農林業を中心にした経済の在り方、変容が問われなければならない。課題としたい。

注

- (1) (2) 『府県地租改正紀要 中』(『明治前期産業達史資料 別冊(9)Ⅱ』明治文献資料刊行会、昭和四十年)。
- (3) 『内務省日誌』明治八年第三号(『明治初期内務省日誌 上巻』国書刊行会、昭和五十年)。
- (4) 福島正夫『地租改正の研究』増訂版(『有斐閣、昭和四十五年』四四五頁)。
- (5) 『明治初年地租改正基礎資料 中巻』(『有斐閣、昭和三十一年』八九〇―八九三頁)。

- (6) 『山梨県史 第三巻』二八五―二八六頁。『從明治六年七月至九月 大藏省伺 利』(山梨県立図書館所蔵)。
- (7) 『山梨県史 第三巻』二八六―二九〇頁。『明治七年分 大藏省指令留』(山梨県立図書館所蔵)。
- (8) この伺、第四章は次の通りである。第二十三章ニ曰人民所有ノ山林藪沢ノ類其価ヲ定ムル亦難シ其一歳収入ト売買ノ代価ノ照応ヲ以テ定ムヘシト云々夫レ山林ハ凡三十ヶ年以上ヲ目的トシテ売買スルモノナリ其一歳ノ収入トハ唯枯木等ヲ自由薪ニ伐採ル迄ニテ格別収入スヘキモノナシ即今売買ノ価ト雖トモ樹木ノ繁茂ニ依テ高低アリ故ニ代価ヲ売買ノ年数ニ割り一歳ノ収入幾許ト見做シテ検査スルノ外他ナカルヘシ。これに対する指令は「申出之通」。
- (9) 「中地券発行業務に県は決して怠慢ではなかった。怠慢ではないが、作業を円滑に進捗させない種々の事情があった。拙稿「地租改正事業進行過程の考察」(『富士吉田市史研究』第10号、山梨県富士吉田市、平成七年)。
- (10) 笠井恭悦「公有地官民有区別と栃木県の実施過程」(『宇都宮大学農学部演習林報告』第26号、平成二年)。
- (11) 丹羽邦男『形成期の明治地主制』(塙書房、昭和三十九年)一四六―一四九頁。
- (12) 明治初年『山梨県地誌稿』(山梨県立図書館所蔵)。
- (13) 織田完之『武甲相州回歴日誌』(『日本庶民生活史料集成』第十二巻、三一書房、昭和四十六年)三四二頁。
- (14) 『山梨県史 第三巻』九二―九三頁。
- (15) 請願の冒頭部分を掲げよう。
- 右者今般民有地ニ御据置ノ義奉願候前標記ノ山地ニ之アリ抑該地ハ往昔ヨリ当下津金村地元ニシテ穴平村ト桑原組カ入会シ来リタルモノニ相違無之右ニ付去ル明治十二年管轄山梨県へ進呈仕候山林原野一筆限り帳ニモ当下津金村ノ共有地トシテ記載致シタル次第有之候然ルニ明治十四年七月中同県御役員三城一郎殿所轄郡役所へ出張相成其際突然該山地ハ官有ニナルヘキ旨御達相成候節右山地ノ義ハ前述ノ如ク往昔ヨリ下津金地元ニシテ穴平村ト桑原組ノ入会山地ナルニ付其慣行成跡等陳弁仕従前ノ御据置ノ義歎願致シ又官有地トナルヘキ事由ヲモ伺候得共総テ御採用無之因テ明治十五年五月十日附ヲ以テ山梨県へ願書奉呈仕候処明治十六年二月二十三日願之趣難及詮議旨御指命相成然ル処当村々ノ右山地ニ於ケル田畑ノ肥又ハ稗ヲ始メ其他日常ノ柴薪ニ至ル迄積年之ヲ該山地ニ取り実ニ我命脉ノ係ル処ニ有之然ルヲ一朝官有ニ歸シ從然慣行ノ如ク自由ノ稼キナラサル様相成候テハ從來生計ニ關係スル一大事件ニ付何分此俟ニ黙止シ難ク就テハ次下ニ右山地ニ係ル古文書ニ付尚ホ当下津金及ヒ穴平村桑原組入会タルノ旧記実蹟ヲ説明仕候(以下省略……筆者)
- (16) 『山梨県議公史』第一巻(山梨県議公、昭和四十五年)一九三頁以下参照。

- (17) 『明治十五年 農商務省指令 全』(山梨県立図書館所蔵)。
- (18) 明治十五年七月四日「官有地山林原野処分之儀ニ付再上申」(指令は七月二十九日、『明治十五年 農商務省指令 全』山梨県立図書館所蔵)。
- (19) 明治十七年九月二十九日「山林原野地租改正之義伺」(指令は十月十五日、『明治十七年 大蔵省指令 全』山梨県立図書館所蔵)。
- (20) 明治十六年十月十八日、再度県へ「御詮議願」を提出するに先立ち、五月―六月に鳩山和夫と目賀田種太郎が依頼により鑑定書を作成している。
- (21) 『山梨県林政誌 全』(山梨県、大正十一年)一五〇―一五二頁。
- (22) 『従明治八年一月至同三年 内務省伺 天』(山梨県立図書館所蔵)。
- (23) 笠井恭悦「前掲論文」。
- (24) 『山梨県林政誌 全』一四九―一五〇頁。
- (25) 丹羽邦男『土地問題の起源』(平凡社、平成元年)二二五頁。
- (26) 利谷信義・水林彪「近代日本における会社法」高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開 3 企業と営業の自由』所収(東大出版会、昭和四十八年)。拙稿「群馬県における50町歩地主の形成」『土地制度史学』第112号(土地制度史学会、昭和六十一年)参照。

付記

本稿を作成するにつき、山梨県北巨摩郡須玉町の町史編纂室勤務の皆様、白倉唯行氏、矢崎茂和氏、小尾勝氏、高橋理恵氏に格別の御高配を賜った。町史が未刊の段階で、無理を通していただいた。御礼申し上げます。(一九九六・一・二五成稿)